

別紙4

性状の分析を行う設備

項目	主要な機器	規格
水素イオン濃度指数	・ガラス電極pH計	・JIS K0102(2008)の12.1
アルキル水銀化合物	・電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ ・還元化装置付原子吸光分析装置	・昭和46年環境庁告示第59号付表2 ・昭和49年環境庁告示第64号付表3
水銀又はその化合物	・還元化装置付原子吸光分析装置	・昭和46年環境庁告示第59号付表1
カドミウム又はその化合物	①原子吸光分析装置 ②ICP発光分光分析装置	・JIS K0102(2008)の55
鉛又はその化合物	③ICP質量分析装置	・JIS K0102(2008)の54
有機燐化合物	①アルカリ熱イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ②炎光度検出器付ガスクロマトグラフ ③分光光度計 ④光電光度計	・昭和49年環境庁告示第64号付表1、付表第2 ・JIS K0102(2008)の31.1
六価クロム化合物	①分光光度計 ②光電光度計 ③原子吸光分析装置 ④ICP発光分光分析装置 ⑤ICP質量分析装置	・JIS K0102(2008)の65.2
砒素又はその化合物	①水素化物発生装置付分光光度計 ②水素化物発生装置付光電光度計 ③水素化物発生装置付フレーム原子吸光分析装置 ④水素化物発生装置付ICP発光分光分析装置 ⑤ICP質量分析装置	・JIS K0102(2008)の61
シアノ化合物	①蒸留装置及び分光光度計 ②蒸留装置及び光電光度計 ③蒸留装置及びシアノ化物イオン電極付電位差計(イオン電極計)	・JIS K0102(2008)の38.1.2、38.2、38.3、38.4
P C B	・電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・昭和46年環境庁告示第59号付表3 ・JIS K0093(2006)
トリクロロエチレン	①パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップー水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグラフ ④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5 ・昭和48年環境庁告示第13号別表第2
テトラクロロエチレン		・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
ジクロロメタン		・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
四塩化炭素		・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1、5.5 ・昭和48年環境庁告示第13号別表第2
1,2-ジクロロエタン		・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
1,1-ジクロロエチレン		・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、5.4.1
シス-1,2-ジクロロエチレン		

項目	主要な機器	規格
1,1,1-トリクロロエタン	①パージ・トラップーガスクロマトグラフ 質量分析計	・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、 5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップー水素炎イオン化検出 器付ガスクロマトグラフ	・昭和48年環境庁告示第13号別表第2
1,3-ジクロロプロペン	④電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフ	・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、 5.4.1
チウラム	高速液体クロマトグラフ	・昭和46年環境庁告示第59号付表4
シマジン	ガスクロマトグラフ質量分析計	・昭和46年環境庁告示第59号付表5
チオベンカルブ		
ベンゼン	①パージ・トラップーガスクロマトグラフ 質量分析計 ②ガスクロマトグラフ質量分析計 ③パージ・トラップー水素炎イオン化検出 器付ガスクロマトグラフ ④水素炎イオン化検出器付ガスクロマトグ ラフ	・JIS K0125(1995)の5.1、5.2、5.3.2、 5.4.2
セレン又はその化合物	①分光光度計 ②光電光度計 ③水素化物発生装置付フレーム原子吸光分 析装置 ④水素化物発生装置付ICP発光分光分析裝 置 ⑤ICP質量分析装置	・JIS K0102(2008)の67
1,4-ジオキサン	①ガスクロマトグラフ質量分析計 ②パージ・トラップーガスクロマトグラフ 質量分析計	・昭和46年環境庁告示第59号付表7
引火点	①タグ密閉式引火点試験器 ②セタ密閉式引火点試験器 ③ベンスキーマルテンス密閉式引火点試験 器	省令の規定なし ・危険物の性状及び試験に関する省令 (平成元年自治省令第1号) ・JIS K2265-1(2006)から JIS K2265-4(2006)まで

注1) 機器名の前に①～⑤の番号を付してあるものについては、いずれかの番号の機器を備えること。

注2) 必要な設備の詳細は、平成4年厚生省告示第192号等を参照のこと。

注3) 性状の分析を行う設備は申請者の処理施設内の設備であること。

注4) 電子捕獲型検出器付ガスクロマトグラフを使用する場合は、放射線取扱主任者の免許等が必要となる場合がある

注5) 引火点の測定にあたっては、大気圧下の無風に近い試験場所が必要となるほか、廃油の種類、動粘度あるいは測定温度によって試験器を使い分ける必要がある。

注6) 廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥等を取扱う場合は、必要に応じて廃油に係る分析設備を設けさせること。